

カトリック大阪高松大司教区 共同納骨所 使用管理規程

(目的)

第 1 条 この規程は、カトリック大阪高松大司教区共同納骨所(以下「納骨所」という)における遺骨の納骨、使用ならびに維持管理について必要な事項を定めるものである。

(管理委員会)

第 2 条 納骨所の使用、維持管理などの運営を円滑にするため、墓地・納骨堂管理委員会(以下「管理委員会」という)を設ける。

- 2 管理委員会は教区本部事務局長を代表者とし、教区本部事務局(以下「事務局」という)が実務を行う。

(場所)

第 3 条 納骨所は、以下の 6 か所とする。

- カトリック舞子共同納骨所 (神戸市立舞子墓園荘厳 C 地区内)
- カトリックとべら共同納骨所 (神戸市立鶴越墓園とべら墓域 3 区内)
- カトリック甲山共同納骨所 (西宮市営甲山墓園 5 区内)
- カトリック阿倍野共同納骨所 (大阪市設南霊園内)
- カトリック泉佐野共同納骨所 (泉佐野市公園墓地内)
- カトリック和歌山共同納骨所 (五色台メモリアルパーク内)

(申込者の資格)

第 4 条 納骨所に収蔵される帰天者は、原則としてカトリック大阪高松大司教区(以下「教区」という)に所属する信者およびその親族とする。ただし、教区と特別な関係があると事務局長が認める場合は、この限りではない。

(納骨所使用申込と承諾)

第 5 条 納骨所の使用を希望する者は、各納骨所細則を確認のうえ、使用申込みを行うこと。

- 2 納骨所の使用を希望する者は、別に定める「納骨所使用申込書/誓約書」(様式 1)に必要事項を記入のうえ管理委員会に申込み、管理委員会の承諾を得なければならない。
- 3 管理委員会が前項の申込を承諾し、申込者より使用料の納付を受け、「使用許可書」(様式 2)を発行したとき、申込者は納骨所使用者となる(以下「使用者」という)。
- 4 自己のための使用予約(生前)申込者は、使用の許可を受けた後、使用者と同等の責務を負うものとする。
- 5 納骨予定者の変更はできないものとする。

(使用料)

第 6 条 納骨所の使用料は、被収蔵者 1 名につき、50,000 円とする。

- 2 使用料は、物価の変動等により不相当と教区で決議された場合、改定することがある。ただし、新使用料は改定後に使用申込みを行った者から適用する。
- 3 既納の使用料は返還しないものとする。

(納骨)

第 7 条 共同納骨所は合同合葬墓であり、納骨後の出骨はできない。

- 2 納骨を行う際は、別に定める「納骨届」(様式 3)に埋火葬許可証または改葬許可証の原本を添えて、事務局へ提出する。
- 3 納骨は、原則として合同納骨式に限る。
ただし、以下の納骨所については、小教区担当司祭が特に認めた場合に限り、別日に小教区担当司祭の立会いのもと納骨を行うことができる。
 - ・舞子共同納骨所
 - ・とべら共同納骨所
 - ・甲山共同納骨所
 - ・阿倍野共同納骨所
- 4 納骨に際しては、遺骨を事務局が支給する袋に入れて納骨するものとする。

(小教区使用申込)

第 8 条 小教区として使用申込みをする場合の使用料は、被収蔵者数にかかわらず、納骨 1 回につき 50,000 円とする。この場合、小教区向けの使用申込書の提出・取りまとめおよび使用料の一括納付は小教区が担当する。なお、小教区申込みによる生前予約はできない。

(プレート)

第 9 条 プレートを希望する場合は、別途代金が必要となる。

- 2 プレート代金は、被収蔵者 1 名につき 15,000 円(消費税別)とする。
刻銘内容は、洗礼名、被収蔵者名、誕生・帰天年月日の 3 項目とする。
- 3 刻銘の字体、意匠、プレートの貼付位置および貼付時期等については、事務局に一任する。
- 4 プレート代金は、物価の変動等により不相当と教区で決議された場合、改定することがある。
ただし、改定後のプレート代金は、改定後に使用申込みを行った者に適用する。

(メモリアルタブレット)

第 10 条 メモリアルタブレットを希望する場合は、別途代金を必要となる。

- 2 メモリアルタブレット代金は、被収蔵者 1 名につき 15,000 円(消費税別)とする。
刻銘内容は、洗礼名、被収蔵者名、誕生・帰天年月日の 3 項目とする。
- 3 刻銘の字体、意匠、プレートの貼付位置および貼付時期等については、事務局に一任する。
- 4 メモリアルタブレットは、師イエズス修道女会(ピエタ)よりご自宅へ送付する。
- 5 メモリアルタブレット代金は、物価の変動等により不相当と教区で決議された場合、改定することがある。ただし、改定後のメモリアルタブレット代金は、改定後に使用申込みを行った者に適用する。

(使用者の通知義務)

第 11 条 使用者が、使用許可書等に記載された事項に異動があった場合は、速やかにその旨を事務局へ届け出なければならない。

(解約)

第 12 条 「解約届」(様式 4)を提出することにより、納骨所の使用权を放棄することができる。納骨所

を使用しないことが確定した場合は、速やかに「解約届」を提出すること。なお、この場合であっても、既納の使用料等は返金しないものとする。

(禁止行為)

第 13 条 納骨所において、次の行為を行うことを禁止する。

- 2 カトリックの典礼、儀式および慣行を無視、または妨げる行為
- 3 カトリック以外の他宗教による祭儀等、一切の宗教行為
- 4 風致を害する行為
- 5 墓地に関する法令、または本管理規程に定める事項に違反する行為

(墓参)

第 14 条 墓参に際しては、次の事項に留意し、他の方に迷惑を及ぼさないよう心がけるものとする。

- 2 納骨所周辺の清掃は、使用者が行うこと。
- 3 納骨所に供え物等を放置しないこと。
- 4 取り替えた供花は、指定された場所に廃棄すること。
ただし、以下の納骨所については供花の花立ては設置されていない。
 - ・舞子共同納骨所
 - ・阿倍野共同納骨所
 - ・泉佐野共同納骨所
 - ・和歌山共同納骨所

(寄付金)

第 15 条 事務局は、納骨所の維持管理に要する経費の支弁に充てるため、使用者から寄付金を募ることができる。

(規程の改廃)

第 16 条 本規程の改廃は管理委員会が教区司教の承認を受けて行う。

(規程の効力)

第 17 条 本規程は、教区司教の認可をもって効力を発する。

付則

1. 本規程は、2026 年 10 月 1 日から施行する。
2. 各納骨所細則は、2026 年 10 月 1 日から施行する。
3. 2026 年 10 月 1 日をもって、神戸地区カトリック共同納骨所使用管理規程は廃止する。
 - (1)カトリック舞子共同納骨所
 - (2)カトリックとべら共同納骨所
4. 2026 年 10 月 1 日をもって、カトリック甲山共同納骨所使用管理規程は廃止する。
5. 2026 年 10 月 1 日をもって、カトリック阿倍野共同納骨所使用管理規程は廃止する。
6. 2026 年 10 月 1 日をもって、カトリック泉佐野共同納骨所使用管理規程は廃止する。
7. 2026 年 10 月 1 日をもって、カトリック和歌山共同納骨所使用管理規程は廃止する。

2026 年 10 月 1 日

カトリック大阪高松大司教区